


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>児童福祉法の一部改正に伴い、東大和市保育料徴収規則で引用している条文のずれ及び施設名称に変更が生じるため、東大和市保育料徴収規則の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①児童福祉法第56条第3項が第2項に統合されたことにより各項が繰り上げとなったことによる文言整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条中「同法第56条第3項」を「法第56条第2項」に改める。 ・第6条第2項中「法第56条第8項」を「法第56条第7項」に改める。 ・第9条中「同法第56条第3項」を「法第56条第2項」に改める。 「法第56条第8項」を「法第56条第7項」に改める。 「児童福祉法第56条第7項」を「法第56条第6項」に改める。 <p>②児童福祉法の改正に対応する文言整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1中「法第6条の4第1項」を「法第6条の4」に改める。 ・別表第2中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。 <p>③上記のほか、条文中に略称で規定している部分の文言整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「同法」を「法」に改める。 <p>(2) 施行日 公布の日（平成29年4月1日から適用）</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等） 特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。